

センターの始まり

昭和 50 年代後半、第 2 次石油ショック後の輸出主導型の景気回復を背景に貿易摩擦が激化していく中、諸外国から対日貿易不均衡の是正のため、輸入検査手続等の改善が求められました。これを受け、当時の日本政府は、貿易の拡大均衡を目指し、日本の市場開放対策などを盛り込んだ「対外経済対策」を決定しました。その対策の一つとして掲げられたのが、「各税関間における品目分類の不統一の防止」であり、この柱として、昭和 57（1982）年 4 月に東京税関に分類センターが設置され、品目分類の全国的な統一を図ることとされました。これが税関における最初のセンターです。その後、他の税関業務についても全国統一な法令解釈による業務の運用や、各税関の連携による効果的・効率的な業務運営に向けた支援などを行うため、業務の特性に応じてセンターが設置されました。



設置当初の業務風景(分類センター)



犯則調査(張込)



各税関に対するウェブ研修

ここではそれぞれのセンターが行っている業務の一部を紹介します。

システム関係

システム管理センター

税関が使用する NACCS などのシステムの開発・運用、セキュリティ確保のほか、ビッグデータを用いた AI 導入の検討

取締関係

監視取締センター

船舶、船舶乗組員、船舶旅客に対する不正薬物等の取締りに係る全国 9 税関との調整、全国に配備された取締・検査機器に係る調整、新規機器の導入検討

麻薬探知犬訓練センター

全国税関の麻薬探知犬の育成・能力向上、ハンドラーの技術向上のための訓練など麻薬探知犬に関する統一的な運用、海外機関との情報交換や会議などへの参加

調査情報関係

犯則調査センター

税関が実施する犯則調査の効率化や新たな密輸形態への対応に向けた検討、犯則調査において押収したデジタル証拠品に保存されているデジタルデータなどの抽出（コラム①「犯則調査とデジタル・フォレンジック」参照）

情報センター

全国における密輸関連情報の一元的・総合的な管理・分析、諸外国との間での税関相互支援協定などに基づく情報の交換

通関関係

分類センター

品目分類における統一的な適用の確保のための取組（事前教示照会での困難事例の検討など）や HS 改正¹に伴う分類変更への対応

¹ HS 条約（商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約）の附属書（通称「HS 品目表」）は概ね 5 年毎に改正が行われる。

原産地センター

原産地認定における統一的な適用と特惠関税制度における適正利用の確保のための取組（事前教示照会での困難事例の検討、事後確認など）、説明会や輸出相談などを通じた事業者への経済連携協定（EPA）の利活用支援（コラム②「自己申告制度と輸出相談」参照）

知的財産センター

知的財産を侵害する物品に係る輸出入差止申立ての全国統一的な審査、各税関が行う認定手続の統一的な運用の確保、これらに関連する情報収集、情報提供、国内研修や関税技術協力の実施

関税評価センター

関税評価における統一的な適用の確保のための取組、WCO 関税評価技術委員会などの国際会議への参加、関税評価に関する調査研究

AEO センター

各種相談対応や情報発信を通じた AEO 事業者とのパートナーシップ強化、諸外国との AEO 制度相互承認や国際会議などへの参加

減免税センター

減免税制度における統一的な適用の確保のための取組、国際イベント（オリンピック・パラリンピック、万博など）や災害発生時（地震、台風など）における関税等の減免税制度の適用可否に係る検討

コラム①「犯則調査とデジタル・フォレンジック」

犯則調査では、関税法の規定に基づき、任意で犯則嫌疑者又は参考人に対して、出頭を求め、質問したりするほか、必要があれば、裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、搜索、差押といった強制調査も行います。

社会経済の ICT 化の進展に伴い、犯則調査において、スマートフォン等のデジタル機器媒体に保存されたデジタルデータや物理的に離れたサーバに保存されたデジタルデータを適正に証拠収集し、これを解析する「デジタル・フォレンジック」が、事件解明のための客観的証拠を獲得するうえで極めて重要な調査手法となっています。こうした状況を踏まえて、犯則調査センターでは、デジタル・フォレンジックに関する技術や知識の集約を行い、全国税関が行う犯則調査の支援を実施しています。



コラム②「自己申告制度と輸出相談」

EPA（⇒ 54 ページ）などを結んでいる相手国から輸入する貨物であっても、全ての貨物が一般の関税率よりも低い関税率（特惠税率）の適用を受けられるわけではなく、各協定に定められた要件（原産地規則）を満たす必要があります。原産品であることを証明するための手続としては、輸出国において権限を有する機関が発給する原産地証明書を提出する方法（第三者証明制度）や、輸出者や輸入者が自ら証明書類を作成する方法（自己申告制度）があります。近年発効した EPA においては、自己申告制度が採用されており、EPA の締結数の増加により原産地規則も専門性が高くなっています。原産地センターでは、自己申告制度を利用して日本から貨物を輸出したい方からの相談を受け付けています。



輸出相談